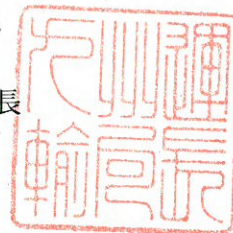




九運総務第255号の2
令和2年3月30日

関係各位

九州運輸局長



立皇嗣宣明の儀当日における祝意奉表について

標記について、大臣官房長より別添のとおり通知があったので、この趣旨をご理解のうえ貴傘下会員に対し周知方よろしくお願い致します。

国官総第262号
令和2年3月27日

本省局長等 殿
地方局長等 殿

大臣官房長
(公印省略)

立皇嗣宣明の儀当日における祝意奉表について

標記について、内閣官房長官から別添のとおり通知がありましたので、貴所属職員及び関係機関・団体等に対し周知願います。



国土交通大臣 殿

閣総皇式第1号

令和2年3月24日

内閣官房長官



立皇嗣宣明の儀当日における祝意奉表について（依命通知）

本日の閣議において、別紙のとおり決定されましたので、命により通知いたします。貴府省部内一般及び各公署等に対して、しかるべく御配慮願います。

(別紙)

立皇嗣宣明の儀当日における祝意奉表について

〔令和2年3月24日〕
閣議決定

立皇嗣宣明の儀当日（4月19日）、祝意を表するため、各府省においては、下記の措置をとるものとする。

記

- 1 国旗を掲揚すること。
- 2 地方公共団体に対しても、国旗を掲揚するよう協力方を要望すること。
- 3 地方公共団体以外の公署、学校、会社、その他一般においても、国旗を掲揚するよう協力方を要望すること。